

別表（第3条関係）

1 芸術文化部門

表彰の種類	表彰の基準
(1) 芸術文化大賞	全国規模で行われるコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた個人又は団体（団体の一員も含む。）
(2) 芸術文化優秀賞	西日本又は中国地区規模で行われるコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた個人又は団体（団体の一員も含む。）
(3) 芸術文化賞	鳥取県内において行われるコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた個人又は団体（団体の一員も含む。）
備考	対象となるコンクール、展覧会等は、芸術文化における公的な団体又は、文部科学省や教育委員会等が主催する大会とする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 スポーツ部門

表彰の種類	表彰の基準
(1) スポーツ大賞	全国規模の競技大会（国民体育大会、日本選手権、全国大学・高校・中学等）において入賞した個人又は団体（監督・コーチ含む）
(2) スポーツ優秀賞	西日本又は中国地区大会規模の競技大会において3位以内に入賞した個人又は団体（監督・コーチ含む）
(3) スポーツ賞	山陰大会又は鳥取県大会において3位以内に入賞した個人又は団体
備考	対象となる大会は、（公財）日本スポーツ協会若しくはこれに加盟する種目団体又は文部科学省、厚生労働省若しくは学校体育団体が主催する大会とする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りではない。